

山形県公害防止条例施行規則をここに公布する。
山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、山形県生活環境の保全等に関する条例(昭和45年7月県条例第41号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第1条の2 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

- (1) 条例第7条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第3項及び第15条の規定による届出の受理に関すること。
- (2) 条例第10条第2項の規定による期間の短縮に関すること。
- (3) 条例第25条第2項及び第26条第3項の規定による報告の受理に関すること。
- (4) 条例第35条第1項及び第2項の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。

(特定施設及び特定建設作業)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第4号に規定する規則で定める作業は、別表第2のとおりとする。

(規制基準)

第3条 条例第5条の規定による騒音及び振動の発生の許容限度は、別表第3のとおりとする。

(特定施設の設置の届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書を提出してしなければならない。

2 条例第7条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 資本の額又は出資の総額
- (2) 工場又は事業場において常時使用する従業員の数
- (3) 工場又は事業場の事業内容

3 条例第7条第2項の規定による届出は、別記様式第1号の2による届出書を提出してしなければならない。

4 条例第7条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設の型式
- (2) 第2項第2号及び第3号に掲げる事項

5 条例第7条第3項(条例第7条の2第3項及び第8条第4項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、工場又は事業場及びその付近の見取図とする。

(経過措置に伴う届出)

第4条の2 条例第7条の2第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書を提出してしなければならない。

2 条例第7条の2第2項の規定による届出は、別記様式第1号の2による届出書を提出してしなければならない。

(特定施設の変更等の届出)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、別記様式第2号による届出書を提出してなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、別記様式第2号の2による届出書を提出してなければならない。

3 条例第8条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第7条第2項第3号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる場合
イ 条例第7条第2項、第7条の2第2項又は第8条第2項若しくは第3項の規定による届出(以下この号において「届出」という。)に係る特定施設(騒音に係るものに限る。)の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合並びに当該特定施設的能力を変更する場合
ロ 届出に係る特定施設(振動に係るものに限る。)の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

- (2) 条例第7条第2項第4号に掲げる事項の変更にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

- (3) 条例第7条第2項第5号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該工場又は事業場において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合

4 条例第8条第3項の規定による届出は、別記様式第1号の2による届出書を提出してなければならない。

(受理書)

第6条 知事は、条例第7条第1項若しくは第2項、第7条の2第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定による届出を受理したときは、別記様式第3号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、条例第7条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係るものにあつては別記様式第4号による届出書を、特定施設の使用の廃止に係るものにあつては別記様式第4号の2による届出書を提出してなければならない。

- 2 [条例第11条第2項](#)の規定による届出は、[条例第7条第2項第1号](#)又は[第2号](#)に掲げる事項の変更に係るものにあつては[別記様式第4号](#)による届出書を、特定施設のすべての使用の廃止に係るものにあつては[別記様式第4号の2](#)による届出書を提出してしなければならない。
(承継の届出)
- 第8条 [条例第12条第3項](#)の規定による届出は、[別記様式第5号](#)による届出書に、承継の事実を証する書類を添えてしなければならない。
(改善勧告等の猶予期間)
- 第9条 [条例第13条の2第3項](#)に規定する規則で定める期間は、3年間とする。
- 第10条 削除
(事故届)
- 第11条 [条例第15条](#)の規定による届出は、[別記様式第6号](#)による届出書を提出してしなければならない。
(特定区域)
- 第12条 [条例第17条第1項](#)に規定する規則で定める区域は、[別表第5](#)のとおりとする。
(特定建設作業の実施の届出)
- 第13条 [条例第17条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による届出は、[別記様式第7号](#)による届出書を提出してしなければならない。
- 2 [条例第17条第1項第5号](#)に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 特定建設作業に使用される[別表第2](#)に掲げる機械の名称、型式及び仕様
 - (3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 [条例第17条第3項](#)に規定する規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。
(特定建設作業に関する基準)
- 第13条の2 [条例第18条第1項](#)に規定する規則で定める基準は、[別表第6](#)のとおりとする。
(拡声機の使用制限)
- 第13条の3 [条例第18条の2第2項](#)に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 2 [条例第18条の2第2項](#)に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 祭礼その他地域慣習となつている行事に伴い使用する場合
 - (2) 拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。)であつて、周辺の生活環境を損なうおそれがないと認められるとき。
- 3 [条例第18条の2第3項](#)に規定する規則で定める場合は、前項第1号に掲げる場合とする。
- 4 [条例第18条の2第3項](#)に規定する規則で定める基準は、[別表第7](#)のとおりとする。
(飲食店営業等に係る深夜騒音等の規制)
- 第13条の4 [条例第18条の3第1項](#)に規定する規則で定める飲食店営業その他の営業は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業とする。
- 2 [条例第18条の3第1項](#)に規定する規則で定める基準は、[別表第8](#)のとおりとする。
- 3 [条例第18条の3第2項](#)に規定する規則で定める区域は、[別表第5](#)に掲げる区域のうち、第1種区域及び第2種区域とする。
- 4 [条例第18条の3第2項](#)に規定する規則で定める音響機器は、次のとおりとする。
- (1) カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。)
 - (2) ジュークボックス
(地下浸透の禁止の例外)
- 第14条 [条例第24条](#)に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 特定施設([条例第24条](#)に規定する水質の汚濁に係る特定施設をいう。以下この条から第16条までにおいて同じ。)であつて鉱業、砕石業又は砂利採取業の用に供するものを設置する者が当該特定施設から排出される汚水を沈殿施設において処理する場合
 - (2) 特定施設であつて畜産農業又はサービス業の用に供するものを設置する者が当該特定施設から排出される家畜排せつ物(これを処理したものを含む。)を肥料として合理的と認められる方法及び程度により農用地その他の植物の栽培の用に供する土地に散布する場合
(地下水及び土壌の汚染状態の測定の適用除外)
- 第15条 [条例第25条第1項](#)に規定する規則で定める工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

(1) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号、第68号の2、第71号の2又は第73号に掲げる施設に該当する特定施設の^{りん}みを設置する工場又は事業場

(2) その施設において有害物質のうち有機燐化合物のみを製造し、使用し、又は処理する特定施設の^{りん}みを設置する工場又は事業場
(地下水の汚染状態の測定方法等)

第16条 [条例第25条第1項](#)の規定による地下水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 特定施設において製造し、使用し、又は処理する有害物質(以下「対象有害物質」という。)ごとに、地下水の流動の状況等を勘案して対象有害物質に係る地下水の汚染の状況を的確に把握することができる^{と認められる場所}において、地下水に含まれる対象有害物質の濃度を測定すること。
- (2) 前号の規定による地下水に含まれる対象有害物質の濃度の測定は、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号) [別表](#)測定方法の欄に掲げる方法によること。
- (3) 測定は、年1回以上行うこと。
- (4) 測定の結果の記録は、3年間保存すること。
(土壌の汚染状態の測定方法等)

第17条 [条例第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項](#)の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 対象有害物質ごとに、対象有害物質に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができる^{と認められる場所}において、土壌に含まれる対象有害物質の濃度を測定すること。
- (2) 前号の規定による土壌に含まれる対象有害物質の濃度の測定は、次に掲げる有害物質の区分に応じ、それぞれに定める方法によること。

イ 水質汚濁防止法施行令第2条第9号から第18号までに掲げる物質 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。) [別表](#)測定方法の欄に掲げる方法又は日本産業規格K0804に定める検知管式ガス測定器を用いて測定する方法。ただし、当該検知管式ガス測定器による測定の結果において対象有害物質が検出された場合については、更に土壌環境基準別表測定方法の欄に掲げる方法による測定を行うものとする。

ロ イに掲げる物質以外の有害物質 土壌環境基準別表測定方法の欄に掲げる方法

- (3) [条例第25条第1項](#)の規定による測定は、年1回以上行うこと。
- (4) 測定の結果の記録は、3年間保存すること。
(措置命令)

第18条 [条例第28条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による命令は、土壌の汚染の原因となる有害物質を土壌に含ませた特定事業場の設置者又は特定事業場を設置していた者及び当該土壌の汚染があつたことにより除去その他必要な措置が必要と認められる土壌の範囲を定めて行うものとする。

2 [条例第28条第1項](#)に規定する期限は、前項に規定する土壌の範囲、土壌の汚染の程度、土壌の除去その他必要が措置に係る特定事業場の設置者又は当該特定事業場を設置していた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内を定めるものとする。

3 第1項に規定する命令は、同項に規定する土壌の範囲、期限その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。
(特定保管物及び数量)

第19条 [条例第29条第1項](#)に規定する規則で定める物は、自動車用タイヤ、自転車用タイヤ又は運搬車用タイヤ(以下「自動車用タイヤ等」という。)であつた廃タイヤ及び中古の自動車用タイヤ等とし、[同条第2項](#)に規定する規則で定める数量は、2,000本とする。

(特定保管物の保管に関する技術上の基準)

第20条 [条例第29条第2項](#)に規定する規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い(特定保管物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に、特定保管物の保管の場所である旨並びに特定保管物の保管者の氏名又は名称及び連絡先を表示した掲示板が設けられていること。ただし、廃棄物たる当該特定保管物の保管につき廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条第1号ロに規定する掲示板が設けられている場所にあつては、この限りでない。
- (2) 特定保管物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の施設を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- (3) 積み上げられた特定保管物の高さは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条第2号ロに規定する産業廃棄物の保管に係る積み上げられた産業廃棄物の高さの基準の例による高さを超えないようにすること。
- (4) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
(届出部数)

第21条 [条例](#)の規定による届出は、届出書の正本に、その写し1通を添えてしなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 山形県公害対策審議会規則(昭和45年7月県規則第44号)は、廃止する。

附 則(昭和46年3月31日規則第17号)

- 1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 昭和46年1月1日現に建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の都市計画法(以下「改正前の都市計画法」という。)において定められている住居専用地区並びに住居地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに特別工業地区に関しては、昭和48年12月31日(その日前に同項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について用途地域及び特別工業地区に関する都市計画が決定されたときは、同法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。))の規定による告示があつた日までの間は、別表第2第2項第1号中「都市計画法第8条第1号に規定する第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域」とあるのは「改正前の都市計画法第8条第2号に規定する住居専用地区」と、「都市計画法第8条第1号に規定する住居地域」とあるのは「改正前の都市計画法第8条第1号に規定する住居地域」と、「都市計画法第8条第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同条第2号に規定する特別工業地区」とあるのは「改正前の都市計画法第8条第1号に規定する商業地域及び準工業地域並びに同条第3号に規定する特別工業地区」と、「都市計画法第8条第1号に規定する工業地域」とあるのは「改正前の都市計画法第8条第1号に規定する工業地」と読み替えて適用するものとする。
- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を、次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(昭和46年10月22日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月16日から適用する。

附 則(昭和49年10月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年1月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年7月16日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月12日規則第6号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日規則第62号)

この規則は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則(昭和61年3月28日規則第23号)

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日規則第23号)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則(平成3年7月19日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月1日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月23日規則第8号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月25日規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日(同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。))の規定による告示があつた日)までの間は、改正後の山形県公害防止条例施行規則別表第5第1号及び第2号の規定は適用せず、改正前の山形県公害防止条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別表第5第1号及び第2号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則別表第5第1号中「都市計画法(昭和43年法律第100号)」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「旧都市計画法」という。))」と、同表第2号中「都市計画法」とあるのは「旧都市計画法」とする。

附 則(平成6年4月1日規則第25号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月29日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の前の見出し及び同条から第17条までを削る改正規定、第18条の改正規定、同条を第14条とし、第19条を第15条とする改正規定、第20条第4号の改正規定並びに同条を第16条とする改正規定並びに次項の規定は、平成6年8月1日から施行する。

(市町村長に対する事務委任規則の一部改正)

- 2 市町村長に対する事務委任規則(昭和56年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 附 則(平成9年7月11日規則第63号)
この規則は、平成9年10月1日から施行する。
- 附 則(平成11年6月22日規則第59号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成11年11月2日規則第79号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成12年3月24日規則第23号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成12年6月30日規則第106号)
この規則は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第13条の4の次に10条を加える改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則(平成13年3月30日規則第41号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則(平成13年4月1日規則第62号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成14年10月11日規則第71号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成16年3月23日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成16年12月21日規則第73号)
この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 附 則(平成17年7月1日規則第54号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成17年9月30日規則第73号)
この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則(平成17年11月1日規則第81号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成18年10月24日規則第116号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成20年3月11日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成24年3月21日規則第12号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年3月20日規則第12号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年6月29日規則第55号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成31年3月29日規則第12号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第17条第2号イの改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。
- 附 則(令和3年3月19日規則第6号)
この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 附 則(令和3年9月24日規則第72号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。
- 附 則(令和4年3月29日規則第14号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

1 騒音に係る特定施設

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により知事及び市長が指定した地域(以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)内に設置する次に掲げる施設

(1) 金属加工機械

イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が2.2キロワット以上22.5キロワット未満のものに限る。)

ロ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上3.7キロワット以下のものに限る。)

ハ 液圧プレス(矯正プレスであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ニ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のものに限る。)

ホ せん断機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上3.7キロワット以下のものに限る。)

ヘ プラスト(タンブラスト以外の密閉式のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ト 自動旋盤(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

チ 平削盤(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

リ フライス盤(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ヌ 研磨機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ル 高速切断機(といしを用いるもの以外のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ヲ ニューマチックハンマー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

(2) 空気圧縮機等

イ 空気圧縮機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)

ロ 送風機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)

ハ ケーリングタワー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)

(4) 繊維機械

イ 打綿機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ロ 混打綿機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ハ 自動回転かせ染機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ニ 工業用ミシン(原動機を用いるものであつて、3台以上設置するものに限る。)

ホ 撚糸機(原動機を用いるものに限る。)

ヘ 自動編物機械(原動機を用いるものに限る。)

(5) 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラント以外のものであつて、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のものに限る。)

ロ コンクリートブロック製造機械(原動機の定格出力の合計が2.2キロワット以上のものに限る。)

ハ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が2.2キロワット以上のものに限る。)

ニ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム未満のものに限る。)

(6) 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)

(7) 木材加工機械

イ 帯のご盤(製材用のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上15キロワット未満のものに限る。)

ロ 丸のご盤(製材用のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上15キロワット未満のものに限る。)

(8) 紙工機械

イ コルゲートマシン(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ロ ステッチャー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ハ ロータリースリッター(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ニ ホルダーグルア(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

(9) 鑄造機械

イ 鑄造型機(ジヨルト式以外のものであつて、原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ロ ダイカスト機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

(10) 石材加工機械

イ 石材引割機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ロ 研磨機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

(11) 缶洗浄機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

(12) 起重機械

イ クレーン(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

ロ ホイスト(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

2 振動に係る特定施設

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により知事及び市長が指定した地域(以下「振動規制法に基づく指定地域」という。)内に設置する次に掲げる施設

(1) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)

(2) 建設用資材製造機械

イ コンクリートブロック製造機械(原動機の定格出力の合計が2.2キロワット以上2.9キロワット以下のものに限る。)

ロ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が2.2キロワット以上10キロワット未満のものに限る。)

別表第2

騒音に係る特定建設作業

次に掲げる作業。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

(1) 試すい機又はさく井機を使用する作業

(2) 路面切断機を使用する作業

(3) 原動機の定格出力の合計が3.7キロワット以上のディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2に掲げる作業を除く。)

別表第3

1 騒音に関する規制基準

区域の区分及び時間の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。

| 時間の区分 | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
|-------|--------|------------------|------------------|------------------|
| | 区域の区分 | 午前6時から 午前8時まで | 午前8時から 午後7時まで | 午後7時から 午後9時まで |
| 第1種区域 | 45デシベル | 50デシベル | 45デシベル | 45デシベル |
| 第2種区域 | 50デシベル | 55デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 第3種区域 | 60デシベル | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 65デシベル | 70デシベル | 65デシベル | 55デシベル |

備考 1 この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ騒音規制法に基づく指定地域における第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

- 2 測定場所は、騒音に係る特定施設を設置する工場又は事業場の敷地の境界線上とする。
- 3 騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)」によるものとする(以下騒音に係るものにあつては、騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は同じとする。)

2 振動に関する規制基準

区域の区分及び時間の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。

| 時間の区分 | 昼間 | 夜間 |
|-------|--------|------------------|
| | 区域の区分 | 午前8時から 午後7時まで |
| 第1種区域 | 60デシベル | 55デシベル |
| 第2種区域 | 65デシベル | 60デシベル |

備考 1 この表において「第1種区域」及び「第2種区域」とは、それぞれ振動規制法に基づく指定地域における第1種区域及び第2種区域をいう。

- 2 測定場所は、振動に係る特定施設を設置する工場又は事業場の敷地の境界線上とする。
- 3 振動の測定方法及び振動の大きさの決定は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年環境庁告示第90号)」によるものとする。

別表第4 削除

別表第5

特定区域

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、庄内町及び遊佐町の地域のうち、次の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域

(1) 第1種区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(同項第2号に規定する特別用途地区(地場産業としての繊維工業その他の工業の利便の増進を図ることを目的とするものに限る。以下「特別工業地区」という。)を除く。)

(3) 第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地区

(4) 第4種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域

別表第6

騒音に係る特定建設作業に関する基準

次に掲げる基準。ただし、この基準は、第1号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について条例第18条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、第3号本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同号に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

(1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において85デシベルを超える大きさのものでないこと。

(2) 特定建設作業の騒音が、付表の第1号に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間、同表の第2号に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ニ 道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
 - ホ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の第1号に掲げる区域にあつては1日10時間、同表の第2号に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、前号イ及びロに掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業(これと連続して行う騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業を含む。)の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において、連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、第2号イ及びロに掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。
ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- イ 第2号イ及びロに掲げる場合
 - ロ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - ハ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
 - ニ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
 - ホ 電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

付表

- (1) [別表第5](#)に掲げる区域のうち、次に掲げる区域
- イ 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - ロ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - (イ) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (ロ) 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - (ハ) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (ニ) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (ホ) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (2) [別表第5](#)に掲げる区域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

別表第7

拡声機の使用に関する基準

- 1 午後7時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと。
- 2 区域の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。

| | |
|--------|--------|
| 住居系区域 | 55デシベル |
| 商工業系区域 | 70デシベル |

備考

- 1 この表において「住居系区域」とは、[別表第5](#)に掲げる区域のうち第1種区域及び第2種区域をいい、「商工業系区域」とは、同表に掲げる区域のうち第3種区域及び第4種区域をいう。
- 2 測定場所は、拡声機から5メートルの位置とする。

別表第8

飲食店営業等に係る騒音に関する基準

区域の区分に応じ、次の表に定める基準を超えないものであること。

| 別表第5 に掲げる区域の区分 | 基準 |
|--------------------------------|--------|
| 第1種区域・第2種区域 | 45デシベル |
| 第3種区域・第4種区域 | 55デシベル |

備考 測定場所は、当該営業所の敷地の境界線上とする。

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

山形県知事 殿
総合支庁長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

山形県生活環境の保全等に関する条例第7条第1項
第7条の2第1項の規定により、特定施設の
設置
使用について、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---------------------|---------|------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | (電話番号) | | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | 〒 | 用途地域 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種類 | | | ※施設番号 | |
| 特定施設の構造 | 別紙1のとおり | | ※審査結果 | |
| 特定施設の使用の方法 | 別紙2のとおり | | ※備考 | |
| 規制基準の遵守の方法 | 別紙3のとおり | | | |
| 工場又は事業場の事業内容 | | | | |
| 常時使用する従業員数 | | | | |
| 資本の額又は出資の総額 | | | | |
| 公害防止担当部課 (担当者氏名) | () | | | |

備考 1 「特定施設の構造」、「特定施設の使用の方法」及び「規制基準の遵守の方法」の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の2

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

第7条第2項
山形県生活環境の保全等に関する条例第7条の2第2項の規定により、騒音に係る特
第8条第3項 振動

定施設の設置使用について、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|---------------------|--------|------|--------|-----------------|-----------------|
| 工場又は事業場の名称 | (電話番号) | | ※整理番号 | | |
| 工場又は事業場の所在地 | 〒 | 用途地域 | ※受理年月日 | | 年 月 日 |
| 工場又は事業場の事業内容 | | | ※施設番号 | | |
| 常時使用する従業員数 | | | ※審査結果 | | |
| 規制基準の遵守の方法 | 別紙のとおり | | ※備考 | | |
| 特定施設の種類の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | 使用開始時刻 (時・分) | 使用終了時刻 (時・分) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 公害防止担当部課 (担当者氏名) | () | | | | |

備考 1 「特定施設の種類の種類」の欄には、山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記入すること。

2 「規制基準の遵守の方法」の記入については、騒音にあつては消音器の設置、音源室内での防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を、振動にあつてはつり基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第2号

特 定 施 設 変 更 届 出 書

年 月 日

山形県知事 殿
総合支庁長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

山形県生活環境の保全等に関する条例第8条第1項の規定により、
特定施設の構造、特定施設の使用の規制基準の遵守の

方法の変更について、次のとおり届け出ます。
方法

| | | | |
|---------------------|--------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | (電話番号) | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | 〒 用途地域 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種類 | | ※施設番号 | |
| 変更の内容 | 別紙のとおり | ※審査結果 | |
| | | ※備考 | |
| 公害防止担当部課 (担当者氏名) | () | | |

備考 1 「変更の内容」の記入については、変更前と変更後の内容を対照して記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号の2

特 定 施 設 変 更 届 出 書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

特定施
特定施
特定施
規制基

山形県生活環境の保全等に関する条例第8条第2項の規定により、騒音に係る振動

設の種類ごとの数
設の種類及び能力ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。
設の使用の方法
準の遵守の方法

| | | | | |
|---------------------|--------|------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | (電話番号) | | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | 〒 | 用途地域 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| | | | | |
| 変更の内容 | 別紙のとおり | | ※施設番号 | |
| | | | ※審査結果 | |
| 公害防止担当部課 (担当者氏名) | () | | ※備考 | |

- 備考 1 「変更の内容」の記入については、変更前と変更後の内容を対照して記入すること。なお、山形県生活環境の保全等に関する条例第8条第2項ただし書の規定により届出を要しないこととされている事項については、記入しないこと。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3号

受 理 書

第 号
年 月 日

様

山形県知事 氏 名 印
総合支庁長

年 月 日付けで次の届出書を受理しました。

| | |
|------------------|------------------------------|
| 届 出 の 根 拠 | 山形県生活環境の保全等に関する条例 第 条 第 項 |
| 届 出 の 内 容 | |
| 届出に係る特定施設の 種類 | |

備考 騒音又は振動に係る届出の場合は、「届出に係る特定施設の種類の欄は要しないこと。

W様式第4号

氏名（名称、住所、所在地）変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿
総合支庁長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

氏名
名称
住所
所在地
に変更があつたので、山形県生活環境の保全等に関する条例第11条第1項の規
第11条第2項

定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|-------|-----|-------|-------|
| 変更の内容 | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 | ※ 受付欄 |
| 変更の理由 | | | |

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号の2

特定施設使用廃止（使用全廃）届出書

年 月 日

山形県知事 殿
総合支庁長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

特定施設の使^用す^{べて}の^{使用}を廃止したので、山形県生活環境の保全等に関する条例

第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
第11条第2項

| | | |
|----------------------|-------------|---------|
| 工場又は事業場の名称 | 電話番号 () | |
| 工場又は事業場の所在地 | 〒 | 用 途 地 域 |
| 特定施設の種類 | | |
| 特定施設の設置場所 | | |
| 使用廃止 使用全廃 の年月日 | 年 月 日 | ※受 付 欄 |
| 使用廃止 使用全廃 の理由 | | |

備考 1 騒音又は振動に係る届出の場合は、「特定施設の種類」の欄及び「特定施設の設置場所」の欄は要しないこと。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号

承 継 届 出 書

年 月 日

山形県知事 殿
総合支庁長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、山形県生活環境の保全等に関する条例
第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|-------------|-------------|--|-------------|
| 工場又は事業場の名称 | | | 電話番号 () |
| 工場又は事業場の所在地 | 〒 | | 用 途 地 域 |
| 特定施設の種類 | | | |
| 特定施設の設置場所 | | | |
| 承継の年月日 | 年 月 日 | | |
| 被承継者 | 氏名又は 名 称 | | ※受 付 欄 |
| | 住 所 | | |
| 承継の原因 | | | |

備考 1 騒音又は振動に係る届出の場合は、「特定施設の種類」の欄及び「特定施設の設置場所」の欄は要しないこと。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第6号

特定施設事故発生届出書

年 月 日

山形県知事 殿
総合支庁長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に事故が発生したので、山形県生活環境の保全等に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|----------------------|--|--------|
| 工場又は事業場の名称 | | |
| 工場又は事業場の所在地 | | |
| 特定施設の種 類 | | |
| 事 故 発 生 日 時 | | |
| 事故発見の端緒及び発見者の住所並びに氏名 | | |
| 事 故 の 原 因 | | |
| 事故の状況、程度 | | |
| 応 急 措 置 の 状 況 | | |
| 復旧工事等の方法 | | ※受 付 欄 |
| 復旧工事等の完了予定年月日 | | |

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 事故の内容が複雑なこと等により、この様式の各欄に記入し切れないときは、

図面、表等を利用すること。

様式第7号

特定建設作業実施届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名

騒音に係る特定建設作業を実施するので、山形県生活環境の保全等に関する条例
第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
第17条第2項

| | | | | |
|--|--------|--------|-----|-------------|
| 建設工事の名称 | | | | |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 | | | | |
| 特定建設作業の種類 | | | | |
| 特定建設作業に使用される山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2に掲げる機械の名称、型式及び仕様 | | | | |
| 特定建設作業の場所 | | | | 用途地域 |
| 特定建設作業の実施の期間 | 自 至 | 年 月 日 | 日間 | |
| 特定建設作業の作業時間 | 作業開始時刻 | 作業終了時刻 | 作業日 | 実働時間 |
| 騒音の防止の方法 | | | | |
| 建設工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | | | | 電話番号 () |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | | | | 電話番号 () |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | | | | 電話番号 () |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | | | | 電話番号 () |
| ※ 受 理 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| ※ 審 査 結 果 | | | | |

- 備考
- この届出書は、山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 「特定建設作業の種類」の欄には、山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2に掲げる作業の種類を記入すること。
 - 「特定建設作業の実施の期間」の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 「特定建設作業の作業時間」の欄の記入に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
 - ※印の欄は、記入しないこと。